破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１４０号
愛知県新城市石田字東末旨６番地17、開始決定時の住所愛知県新城市字八幡15番地６
破産者　鈴木　庄一
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第１４１号
愛知県新城市石田字東末旨６番地17、開始決定時の住所愛知県新城市字八幡15番地６
破産者　鈴木　正子
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第１０６号
滋賀県近江八幡市篠原町２丁目８番地８
破産者　伊藤　智章
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第４７２２号
大阪市北区豊崎１丁目11番６―701号、前住所大阪市北区中之島４丁目３番20―2703号
破産者　ドリーム・ファクトリー・ヒールこと　藤原伸彦こと　藤原　　伸
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４０号
大阪府茨木市真砂１丁目５番７号　エスポワール真砂　303号
破産者　野本　光恭
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６１３号
大阪府摂津市鳥飼野々２―２　第１号棟第101号室、住民票上の住所大阪府豊中市蛍池西町１丁目16番18―101号
破産者　林　　和樹
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９９６号
大阪市西成区花園南１丁目13番24号グループホーム花園南401号
破産者　勝又　桃子
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４０１号
大阪市東成区神路４丁目５番31号
破産者　大松建販こと　松本　吉市
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５１９号
大阪府寝屋川市高柳５丁目９番10号、前住所大阪府寝屋川市高柳５丁目51番11―１号
破産者　加藤　隼人
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１９号
奈良県北葛城郡広陵町みささぎ台６番９号
破産者　水迫　泰彦
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第３５３号
広島市安佐南区高取北１丁目34番６―105号
破産者　古賀　達也
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４７号
福岡県飯塚市花瀬153番地１　グランソフィア301
破産者　立山　雄平
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第１０３号
北海道小樽市幸２丁目15番56号
破産者　酒井　清司
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第２９９号
愛知県安城市姫小川町芝山23番地
破産者　大田亞欧為
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第８０号
兵庫県明石市松が丘２丁目５番25―102号
破産者　齊藤　朝子
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１６２号
神戸市西区平野町印路887―８　特別養護老人ホーム西神戸エルダーハウス、住民票上の住所神戸市西区平野町印路887番地の８　西神戸エルダーハウス
破産者　山口　嘉明
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１７３号
兵庫県明石市松が丘４丁目２番16―405号
破産者　阿部　雄二
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係